

# 宮津市公報

令和2年1月6日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 11 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 …… 1
- 12 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 1
- 13 宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 …… 2
- 14 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 5
- 15 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 5
- 16 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 13
- 17 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例 …… 13

### 規 則

- 3 宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則 …… 14
- 4 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 …… 14
- 5 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 15

### 告 示

- 36 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 …… 20
- 37 地縁による団体の認可（喜多下自治会） …… 20
- 38 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱 …… 21
- 39 宮津市介護相談員設置要綱を廃止する要綱 …… 22
- 40 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会） …… 22

### 公 告

- 41 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 …… 23
- 42 公示送達 …… 23
- 43 旧宮津市公設市場の有効活用事業者の公募型プロポーザルによる選定 …… 23
- 44 農用地利用集積計画の縦覧 …… 30

### 教 育 委 員 会

- 《規則》
- 2 宮津市就学援助規則の一部を改正する規則 …… 30
- 《告示》
- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 …… 30

### 農 業 委 員 会

- 《告示》
- 8 宮津市農業委員会定例総会の招集 …… 31

## 条 例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

### 宮津市条例第11号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「図るとともに、本市の処理施設内の廃棄物のうち有用なものを再利用し」を「図り」に改める。

第16条第3項中「又は犬、猫等の死体を」を「を本市の処理施設で」に改める。

第23条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とする。

別表第1を次のように改める。

#### 別表（第23条関係）

##### 一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	大型ごみ（一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの）		4,000円以内で規則で定める額
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）		1回につき50キログラムまでごとに500円
し尿	1回につき18リットルまでごとに213円		

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

別表第2を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第23条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

### 宮津市条例第12号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の

一部を次のように改正する。

別表第66号中「28,000円」を「28,100円」に改め、同表第70号及び第71号を次のように改める。

(70) 削除	削除
(71) 認知症初期集中支援チーム員	日額 10,000円

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第66号の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、別表第70号及び第71号の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項のうち、宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定中

「

(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,000円	を
------------------------------	------------	---

」

「

(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,100円	に、
------------------------------	------------	----

」

「

(70) 介護相談員	同 5,000円	を
(71) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円	

」

「

(70) 削除	削除	に
(71) 認知症初期集中支援チーム員	日額 10,000円	

」

改める。

＊ ＊ ＊

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(宮津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 第1条 宮津市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

- 生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方

公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、次に掲げる市の区域であって厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。

本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獺師、鍛冶、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、小田、喜多、今福、新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子、銀丘、鏡ヶ浦、由良、石浦、須津、文珠、江尻、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分、日置、畑、下世屋、松尾、上世屋、田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、奥波見、日ヶ谷

(2) 給水人口は、18,100人とする。

(3) 1日最大給水量は、12,200立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、宮津市の区域内であって、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域とする。

(2) 排水区域面積は、502.7ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、12,905人とする。

(4) 1日最大処理能力は、9,219立方メートルとする。

第2条第4項を削る。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第4条中「水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第5条並びに第6条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

（宮津市職員定数条例の一部改正）

第2条 宮津市職員定数条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「185人」を「180人」に改め、同条第8号中「15人」を「20人」に改める。

（宮津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正）

第3条 宮津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規則で」を「市長が」に改める。

（宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「規則又は教育委員会規則」を「市長等が定めるもの」に改める。

（宮津市特別会計設置条例の一部改正）

第5条 宮津市特別会計設置条例（昭和62年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条中「前条第3号及び第4号」を「前条第2号及び第3号」に改める。

（宮津市法定外公共物管理条例の一部改正）

第6条 宮津市法定外公共物管理条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第12条第1項第1号中「基づく規則」を「基づき市長が定めるもの」に改める。

第17条ただし書中「規則の」を「市長が」に改める。

第19条中「規則で」を「市長が」に改める。

(宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条中「水道企業職員」を「上下水道企業職員」に改める。

第3条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(宮津市水道事業給水条例の一部改正)

第8条 宮津市水道事業給水条例(平成10年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「宮津市水道事業の設置等に関する条例」を「宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第2項第1号」に改める。

第3条第1号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第9条 宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(宮津市公共下水道条例の一部改正)

第10条 宮津市公共下水道条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置、管理」を「管理」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条第2号中「規則の」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第4号中「規則に」を「管理者が」に改める。

第6条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条及び第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第2項及び第12条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第16条、第17条第1項及び第19条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条、第23条、第24条第1項、第25条、第26条第1項ただし書及び第2項、第28条並びに第29条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第33条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(宮津市公共下水道使用料条例の一部改正)

第11条 宮津市公共下水道使用料条例(平成4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条、第6条第1項第2号及び第2項、第7条、第8条並びに第12条中「市長」を「管理者」に改める。

(宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 2 条第 2 項、第 3 条、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条第 3 項、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 12 条、第 13 条第 1 項並びに第 14 条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

\* \* \*

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 14 号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第 2 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 15 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 4 項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100分の 92.5」を「100分の 97.5」に改める。

別表第 1 から別表第 2 の 2 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400

員

3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600

52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			



	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2(第4条関係)  
教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円
	1	161,900	177,900	296,600
	2	163,400	180,000	299,200
	3	164,900	182,100	302,100
	4	166,400	184,400	304,600
	5	168,100	186,400	307,100
	6	170,000	188,600	309,400
	7	171,800	190,800	311,800
	8	173,600	193,100	314,200
	9	175,400	195,300	316,600
10	177,500	198,100	319,000	

11	179,500	200,900	321,800
12	181,500	203,600	324,700
13	183,500	206,400	327,100
14	185,700	208,200	329,100
15	187,900	209,800	331,000
16	190,100	211,500	333,200
17	192,400	213,300	335,300
18	195,000	214,900	337,500
19	197,500	216,700	339,600
20	200,100	218,300	341,600
21	202,600	220,100	343,900
22	204,300	222,000	345,800
23	206,000	224,000	348,000
24	207,800	225,900	350,100
25	209,300	227,400	351,900
26	210,700	229,400	353,700
27	212,300	231,500	355,600
28	213,800	233,500	357,500
29	215,600	235,300	359,400
30	217,300	238,000	361,200
31	219,000	240,800	362,900
32	220,700	243,500	364,800
33	222,000	246,100	366,100
34	223,800	249,000	367,900
35	225,500	251,600	369,400
36	227,200	254,300	371,200
37	228,600	256,900	373,100
38	230,300	259,300	374,700
39	232,100	261,800	376,000
40	233,800	264,200	377,600
41	235,400	266,800	378,700
42	237,100	269,200	380,100
43	238,700	271,500	381,500
44	240,400	273,700	383,100
45	242,100	275,800	384,500
46	243,600	278,000	386,100
47	244,900	280,300	387,700
48	246,300	282,200	389,200
49	247,600	284,500	390,600
50	249,000	286,400	392,200
51	250,400	288,400	393,700
52	251,600	290,400	395,100
53	252,700	292,100	396,300
54	254,100	294,400	397,600
55	255,400	296,800	398,800
56	256,400	299,300	399,900
57	257,600	301,300	401,300
58	258,800	303,800	402,500
59	259,900	306,100	403,700

60	261,100	308,700	405,000
61	262,500	311,100	406,200
62	263,400	313,500	407,300
63	264,600	315,800	408,700
64	265,500	318,000	410,000
65	266,500	320,300	411,200
66	267,900	322,300	412,300
67	269,100	324,300	413,500
68	270,400	326,400	414,600
69	272,100	328,300	415,700
70	273,600	330,400	416,900
71	274,900	332,500	418,100
72	276,300	334,600	419,300
73	277,300	336,700	419,900
74	278,400	338,800	420,700
75	279,600	341,000	421,400
76	280,600	343,300	421,900
77	281,800	345,000	422,200
78	282,900	346,900	422,600
79	284,100	348,600	423,100
80	285,300	350,500	423,500
81	286,600	352,300	423,800
82	287,500	354,100	424,200
83	288,700	355,500	424,600
84	289,900	357,300	424,900
85	290,800	358,600	425,200
86	291,700	360,200	425,600
87	292,400	361,700	426,000
88	293,400	363,200	426,300
89	294,500	364,500	426,600
90	295,400	365,800	426,900
91	296,300	367,300	427,200
92	297,100	368,700	427,400
93	297,400	370,200	427,600
94	298,100	371,500	
95	298,800	372,800	
96	299,600	374,000	
97	300,400	375,100	
98	301,200	376,100	
99	302,000	377,100	
100	302,800	378,100	
101	303,700	379,000	
102	304,200	380,000	
103	304,700	381,000	
104	305,200	382,000	
105	305,400	382,900	
106	305,800	383,800	
107	306,100	384,700	
108	306,300	385,700	

109	306,500	386,500	
110	306,700	387,500	
111	307,000	388,500	
112	307,300	389,500	
113	307,500	390,100	
114	307,700	391,100	
115	307,900	392,000	
116	308,200	392,900	
117	308,500	393,700	
118	308,800	394,400	
119	309,100	395,200	
120	309,400	396,000	
121	309,600	396,600	
122	309,800	397,400	
123	310,000	398,100	
124	310,400	398,900	
125	310,700	399,500	
126		400,200	
127		400,700	
128		401,300	
129		402,000	
130		402,600	
131		403,100	
132		403,600	
133		403,900	
134		404,200	
135		404,500	
136		404,800	
137		405,100	
138		405,400	
139		405,700	
140		406,000	
141		406,300	
142		406,600	
143		407,000	
144		407,300	
145		407,500	
146		407,800	
147		408,100	
148		408,300	
149		408,500	
再任用 職員	228,000	274,500	328,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第 2 の 2 (第 4 条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円

1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項各号中「5,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「16,000円」を「27,000円」に、「5,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「月額16,000円」を「月額27,000円」に、「16,000円を控除」を「27,000円を控除」に、「16,000円を超える」を「17,000円を超える」に、「16,000円)」を「17,000円)」に改める。

第20条第4項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(その他必要な事項)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

———— \* \* \* ————

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第16号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 定型的・補助的業務		円	円
	1	150,600	150,600
	2	151,700	151,700
	3	152,800	152,800
	4	153,900	153,900
	5	154,900	154,900
	6	156,300	156,300
	7	157,600	157,600
	8	158,900	158,900
	9		160,100
	10		161,600
	11		163,100
	12		164,700
	13		165,900
	14		167,400
	15		168,900
	16		170,400
	17		171,700
18		174,400	
(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1	163,100	195,500
	2	164,700	197,300
	3	165,900	199,100
	4	167,400	200,900
	5	168,900	202,400
	6	170,400	204,200
	7	171,700	206,000
	8	174,400	207,800
	9	177,000	209,400
	10	179,600	211,200
	11	182,200	213,000
	12	183,900	214,800

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第17号

## 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例

宮津市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第4号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月4日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市規則第3号

## 宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「（法人にあってはその代表者）」を削り、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合」に改め、同項第2号中「（法人にあってはその代表者）」を削り、「協会」を「、協会」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工事業者が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

第5条第2項第1号中「、経歴書」を「及び経歴書」に改め、「及び前条第1項第1号に該当しないことを証する書類」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「京都府下水道協会」を「協会」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

第10条第1項中「第4条第1項第1号」の次に「、第5号及び第6号」を加える。

## 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

\* \* \*

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市規則第4号

## 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改

正する。

第13条第1号中「100分の114以上100分の185以下」を「6月に支給する場合には100分の114以上100分の185以下、12月に支給する場合には100分の120以上100分の195以下」に改め、同条第2号中「100分の102以上100分の114未満」を「6月に支給する場合には100分の102以上100分の114未満、12月に支給する場合には100分の107以上100分の120未満」に改め、同条第3号中「100分の92.5以上100分の102未満」を「6月に支給する場合には100分の92.5以上100分の102未満、12月に支給する場合には100分の97.5以上100分の107未満」に改め、同条第4号中「100分の92.5未満」を「6月に支給する場合には100分の92.5未満、12月に支給する場合には100分の97.5未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合には100分の114以上100分の185以下、12月に支給する場合には100分の120以上100分の195以下」を「100分の117以上100分の190以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の102以上100分の114未満、12月に支給する場合には100分の107以上100分の120未満」を「100分の105以上100分の117未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の92.5以上100分の102未満、12月に支給する場合には100分の97.5以上100分の107未満」を「100分の95以上100分の105未満」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の92.5未満、12月に支給する場合には100分の97.5未満」を「100分の95未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第5号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成6年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「有害ごみ」を「有害・危険ごみ」に改め、同条第2項中「又は犬、猫等の小動物の死体」を削り、同条第4項を削る。

第11条中「0.04立方メートル」を「0.45立方メートル」に改める。

第13条中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条の2第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に、「次の各号の」を「次に」に改め、同項ただし書中「必要である」を「必要がある」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「多量の一般廃棄物（し尿を除く。）」を「市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を削る。

第14条第1項中「第23条第4項」を「第23条第3項」に、「次の各号」を「次」に改める。

別表（第13条関係）を次のように改める。



別表（第13条関係）

品 目		料 金	
ア	アイロン台	500円	
	アコーディオンカーテン	1,000円	
	編み機	500円	
イ	衣装ケース（1段ボックス）（5個まで）	500円	
	椅子	500円	
	一輪車（遊具）	500円	
	一輪車（運搬用）	500円	
	インテリアライト	500円	
ウ	植木ばさみ	500円	
	乳母車	500円	
	上敷き	500円	
エ	エレクトーン	2,000円	
オ	オープンレンジ	1,000円	
	オイルヒーター	1,000円	
	おまる	500円	
	おもちゃ	500円	
	オルガン	2,000円	
カ	カーテンレール（長さ4m以下、5本まで）	500円	
	カーペット	4畳半以上	1,000円
		4畳半未満	500円
	鏡	大	1,000円
		小	500円
	学習机・椅子	1,500円	
	額縁	500円	
	ガスコンロ	500円	
	壁掛時計	500円	
	蚊帳（かや）	500円	
	カラオケ機器	大	1,500円
小		1,000円	
キ	キーボード（楽器）	500円	
	ギター	500円	
	脚立	大	1,000円
		小	500円
	鏡台（ドレッサー）（椅子含む。）	1,000円	
ク	クーラーボックス	500円	
	空気清浄器	1,000円	
	クッション	500円	
	熊手	500円	
	車椅子（電動式のを除く。）	500円	
	鍬（くわ）	500円	
ケ	下駄箱	大	1,000円
		小	500円
	玄関マット	500円	
コ	行李（こうり）	500円	
	ござ	500円	
	こたつ（ホームこたつ）（天板含む。）	大	1,000円
小		500円	

	ゴムボート		1,000円
	米びつ		500円
	ゴルフ用具 (一式)		1,000円
	コンパネ		500円
サ	座椅子		500円
	座蒲団		500円
	三輪車		500円
シ	磁気マットレス		1,000円
	支柱 (10本まで)		500円
	自転車	大	1,000円
		小	500円
	ジャッキ		500円
	シャンデリア		500円
	じゅうたん	4畳半以上	1,000円
		4畳半未満	500円
	収納ケース	大	1,000円
		小	500円
	照明器具		500円
	除湿機		1,000円
	食器洗い機		1,000円
	食器乾燥器		500円
ス	スーツケース (キャリーバック)	大	1,000円
		小	500円
	水槽 (観賞用のもの)	大	1,000円
		小	500円
	炊飯器		500円
	スキー板		1,000円
	スキーストック		500円
	スキーセット		2,000円
	スケートボード		500円
	スコップ		500円
	すだれ (5個まで)		500円
	ステレオセット		500円
	ストーブ		500円
	すのこ (5枚まで)		500円
	スノーダンプ		500円
	スノーボード		1,000円
	スピーカー (2本まで)		500円
	滑り台 (玩具)		1,000円
	ズボンプレスナー		500円
	セ	精米機 (家庭用)	
扇風機			500円
ソ	掃除機		500円
	ソファ (スプリング入りのものを除く。)	大	1,000円
		小	500円
そり (子供用玩具)		500円	
タ	高枝切りばさみ		500円
	畳	大 (1畳)	1,000円
小 (半畳)		500円	

	棚	大	1,000円
		小	500円
	たらい		500円
	ダンス	大	2,000円
		小	1,000円
チ	地球儀		500円
	チャイルドシート		500円
ツ	壺		500円
	釣竿(長さ4m以下、5本まで)		500円
	テーブル	大	1,000円
		小	500円
	テレビ台	大	1,000円
		小	500円
	電気カーペット		500円
	電気スタンド(アームスタンド)		500円
テ	電子ピアノ		1,000円
	電子レンジ		1,000円
	天体望遠鏡		500円
	テント(キャンプ用)		1,000円
	電動アシスト付自転車		2,000円
ト	トタン		500円
	トロフィー		500円
ナ	生ごみ処理機		1,000円
	鍋		500円
ニ	人形(ケース含む。)		500円
ヌ	ぬいぐるみ		500円
	バーベキューセット(ドラム缶を再利用したものを除く。)		1,000円
	ボール		500円
	パイプベッド		1,000円
	はかり	大	1,000円
小		500円	
	バケツ		500円
	はしご	大	1,000円
		小	500円
	旗		500円
	鉢		500円
	パネルヒーター	大	1,000円
		小	500円
ヒ	ビーチパラソル		500円
	ひな人形		1,000円
	フィットネスバイク		1,000円
	ふとん(3枚まで)		500円
	ブラインド		500円
	ぶら下がり健康器		500円
フ	ブランコ(玩具)		1,000円
	プリンター		500円
	ブルーシート		500円
	風呂のふた		500円
	噴霧器(動力式のを除く。)		500円

へ	ベッド（マットにスプリング入りのものを除く。）	2段	1,500円
		ダブル・セミダブル	1,500円
		シングル	1,000円
		ベビー	500円
	ベビー椅子		500円
	ベビーカー		500円
	ベビーバス		500円
	ベビーラック		500円
	ベビー用おまる		500円
ホ	便座		500円
	ベンチ		1,000円
	ポータブルトイレ		500円
	ほうき		500円
マ	歩行器		500円
	ホットプレート		500円
ミ	マッサージ器	大	1,000円
		小	500円
ミ	マットレス（スプリング入りのものを除く。）	大	1,000円
		小	500円
ム	ミシン	卓上型	500円
		卓上型以外	1,000円
	水屋	大	1,000円
		小	500円
ム	むしろ（5枚まで）		500円
モ	餅つき機		1,000円
	モップ		500円
	物干し竿（長さ4m以下、5本まで）		500円
	物干し台	土台付き	2,000円
土台なし		1,000円	
ヨ	よしず（3枚まで）		500円
ル	ルームランナー		1,000円
ロ	老人車（シルバーカー）		500円
	ロッカー	大	1,000円
小		500円	
ワ	ワゴン		500円
	その他	大	1,000円
		小	500円

## 備考

- この表に掲げる品目は、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50センチメートル以上のものとする。ただし、指定ごみ袋に入るものは、大型ごみとしない。
- 個数について特に定めのない品目については、それぞれ当該品目1個当たりの金額とする。
- 大小について定めのある品目については、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが1メートル以上のものを大、いずれも1メートル未満のものを小とする。
- ゴルフ用具及びテントについては、当該一式として市長が別に定める数量又は構成内容に満たない場合であっても、これを当該品目の一式とみなしてこの表を適用する。

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

## 告 示

宮津市告示第36号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和元年12月4日

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第39号

- (1) 名称 株式会社滝口工務店  
 (2) 所在地 (変更前) 舞鶴市字伊佐津340番地の2  
 (変更後) 舞鶴市字伊佐津339番地1

\* \* \*

宮津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年12月20日

宮津市長 城崎雅文

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 喜多下自治会
- 2 規約に定める目的  
 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- (1) 会員相互の親睦及び連絡  
 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備  
 (3) 集会施設等の維持管理  
 (4) 各種団体との連絡調整  
 (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- 3 区域  
 宮津市字喜多小字花之木1029番地の1から小字石ノ下1060番地の2まで（小字谷田及び小字天神を除く。）、小字福地1061番地の1から小字中ノ下1109番地の4まで、小字大橋1121番地の2から小字上屋敷1188番地の5まで（小字家ノ横を除く。）、小字堂ノ下1193番地から1209番地の1まで、小字僧都ヶ谷1965番地から小字石ノ下2413番地の2まで（小字大橋を除く。）及び小字福地2579番地の区域とする。
- 4 主たる事務所の所在地 宮津市字喜多1154番地の1
- 5 代表者の氏名及び住所  
 氏名 細見節夫  
 住所 <省略>
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由  
 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和元年12月20日

\* \* \*

宮津市告示第38号

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年告示第128号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 この要綱において「資源向上活動(組織の広域化・体制強化)」とは、実施要綱別紙2の第4の3に規定する組織の広域化・体制強化をいう。

第3条中「実施要綱別紙1の第6の4」を「実施要綱別紙1の第5の4」に、「実施要綱別紙2の第6の4」を「実施要綱別紙2の第5の5」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(4) 資源向上活動(組織の広域化・体制強化) 別表第4に掲げる額

第9条中「実施要綱別紙1の第10」を「実施要綱別紙1の第9」に、「実施要綱別紙2の第10」を「実施要綱別紙2の第9」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	地目	10アール当たりの交付単価
1 基本単価	田	3,000円
	畑	2,000円
	草地	250円
2 加算単価 事業計画に定める活動期間中に、認定組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に加算する。ただし、1小規模集落当たりの加算上限額を20万円とし、1認定組織当たりの合計加算上限額を40万円とする。	田	1,000円
	畑	600円
	草地	80円

備考 事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

別表第2（第4条関係）

区分	地目	10アール当たりの交付単価
1 基本単価	田	2,400円
	畑	1,440円
	草地	240円
2 加算単価 (1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 実施要綱別紙2の第4の1の(2)に規定する多面的機能の増進に取り組んでいる認定組織が、実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのaに定める条件を満たす場合に加算する。 (2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援	田	400円
	畑	240円
	草地	40円
	田	400円
	畑	240円

	(1)の支援を受ける認定組織であって、実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのbに定める条件を満たす場合に加算する。	草地	40円
--	---	----	-----

備考

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）若しくは農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業若しくは資源向上活動（共同）を5年以上実施した農用地である場合又は資源向上活動（長寿命化）を実施する場合は、この表に定める額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 2 実施要綱別紙2の第4の1の(2)に規定する多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合は、この表に定める額（備考1を含む。）に6分の5を乗じて得た額とする。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない場合は、この表に定める額に6分の5を乗じて得た額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

広域組織の面積規模	1組織当たりの交付額
3集落以上又は50ha以上200ha未満	40,000円
200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	80,000円
1,000ha以上	160,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の交付金から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第39号

宮津市介護相談員設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和元年12月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市介護相談員設置要綱を廃止する要綱

宮津市介護相談員設置要綱（平成13年告示第104号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省 略>  
氏名 飯 尾 広 幸
- 3 変更年月日 令和元年5月12日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和元年12月26日

宮津市長 城崎雅文

公 告

## 宮津市公告第41号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、令和元年12月10日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

令和元年12月9日

宮津市長 城崎雅文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
令和元年12月25日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市江尻、難波野及び大垣の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市江尻、難波野及び大垣の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり

\* \* \*

## 宮津市公告第42号

## 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年12月11日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

\* \* \*

## 宮津市公告第43号

旧宮津市公設市場の有効活用事業者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和元年12月16日

宮津市長 城崎雅文

## 1. 趣旨

旧宮津市公設市場は、昭和50年に建築され、食料品その他日用品を適正に販売し、市民の消費生活の安定に資する施設として親しまれてきましたが、周辺地域に民間商業施設が開店するなど、所期の目的を達成している中、施設の老朽化が著しいこと、出店数が減り施設機能も低下したことから、平成29年3月に閉鎖しました。

当該周辺地域は、京縦貫自動車道「宮津天橋立IC」から天橋立へアクセスする国道176号線沿いの中心市街地にあり、国道南側の店舗のほか飲食店や旅館等が立ち並ぶ古くからの商業地に位置しています。国道北側には、本市がまちなかのにぎわいづくりの拠点として「魅力ある集客ゾーン」と位置付ける浜町エリアが広がり、道の駅「海の京都宮津」には、観光案内所をはじめ、地元野菜や魚介類が並ぶ「宮津まごころ市」、地元食材を中心とした飲食店「おさかなキッチンみやづ」があり、観光客を中心に約16万人が利用されています。そのほか、市民体育館、島崎公園、みやづ歴



史の館、民間商業施設内にある市立図書館や子育て支援センター「にっこりあ」等の公共施設に加え、天橋立へアクセスする観光汽船の乗り場も位置しています。

そうした中、本市は、平成28年3月に策定した宮津市公共施設等総合管理計画の方針の下、公共施設の最適配置と財政負担の平準化による市民サービスの確保を目的に、施設総量の削減を進めていることから、旧宮津市公設市場跡地の利活用について、民間事業者へ既存建物を解体撤去することを条件に売却した上で、民間の資金とノウハウの下、浜町エリアの「魅力ある集客ゾーン」に集まる観光客をはじめ、買物客、公共施設の利用者等が、本物件が位置する国道南側の古くからの商業地へ回遊するなど、周辺地域全体の活性化につながる事業に活用していただくことが最適であると判断したところです。

つきましては、旧宮津市公設市場跡地の有効活用事業者（契約予定者）を公募型プロポーザル方式により選定し、本物件を建物解体条件付きで売却します。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

## 2. 本物件の概要

概要は、次のとおりとします。

### 土地の表示

所在 宮津市字新浜1988番1  
 地目 宅地  
 地積 577.67㎡

### 建物の表示（同所所在）

種類 店舗  
 構造 鉄骨造陸屋根2階建  
 床面積 1階 423.12㎡ 2階 138.66㎡

※上記土地に定着し、又は内在する建物、構造物、埋設物等一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿での売却とする。

## 3. 申込資格

申込みの資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (6) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納している者
  - ア 所得税又は法人税
  - イ 消費税
  - ウ 本市の市税

## 4. 売却条件及び審査基準

### (1) 売却条件

#### ア 活用計画

浜町エリアの「魅力ある集客ゾーン」に集まる観光客をはじめ、買物客、公共施設の利用者

等が、本物件が位置する古くからの商業地へ回遊するなど、周辺地域全体の活性化につながる事業であるものとし、「審査項目及び審査基準」及び「建物解体条件付土地建物売買契約書(案)」を踏まえた提案としてください。

イ 予定価格(最低売却価格)

金11,670,000円

※建物の解体撤去費(アスベスト処分費含む。)相当額を減額しています。

ウ 活用計画の履行

本物件の建物は、契約日から起算して1年以内に解体撤去し、本物件の土地は、契約日から起算して2年以内に活用計画に基づいた利用に供するための工事に着手し、3年以内に活用計画に基づいた利用に供しなければなりません。

また、契約日から起算して10年間は、本物件の土地を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権の設定をしてはなりません。

エ 留意事項

(ア) 活用計画は、法令等の規制を熟知の上、遵守したものでなければなりません。

(イ) 活用計画が本市の許認可、指定等が必要となる場合であっても、売買契約の締結等により、これらの本市の許認可、指定等が予定されるものではありません。

(ウ) 本市の承諾を得ずに履行の遅延、活用計画の変更又は所有権の移転等を行った場合は、違約金を請求することがあります。また、売買契約時に10年間の買戻特約を設定し、同特約の登記を行います。詳細については、建物解体条件付土地建物売買契約書(案)を参照してください。

(エ) 活用計画は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供するものであってはなりません。

(オ) 都市計画道路の区域に、建築物を建築する場合は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による建築許可申請書の提出が必要となりますが、これに際しては都市計画の基本理念を十分に理解し、都市計画事業が施行される場合は、建築物の移転又は除却等積極的に協力しなければなりません。また、都市計画事業が施行されるまでに、土地建物等の所有権を他へ譲渡しようとする時は、新所有者に対し、このことを附帯条件として承継しなければなりません。

(カ) 景観法(平成16年法律第110号)第16条の届出が必要な場合は、宮津市景観デザイン委員会にその内容を諮ることとなるため、同委員会から出てきた意見には従わなければなりません。

(2) 審査基準

ア 申込者の状況

(ア) 申込者の事務遂行体制・信頼性

(イ) 申込者の財務・経営状況

イ 活用計画及び整備計画の内容

(ア) 活用計画の実現性・安定性

(イ) 地域活性化と施設用途の評価

(ウ) 周辺環境との調和

(エ) 地域への貢献

ウ 価格評価

(ア) 買取希望価格の比較

5. 申込手続

(1) 募集要項の配布

## ア 配布期間

令和元年12月16日（月）から令和2年2月14日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 配布場所

京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市企画財政部財政課資産活用係

※本市ホームページからダウンロードできます。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4373>

## (2) 申込方法

## ア 提出書類

申込者の概要、財務状況等、活用計画、買受希望価格の書類

## イ 提出期間

令和2年2月7日（金）から令和2年2月14日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 提出方法

持参に限ります。

申込みは、1申込者につき1案に限ります。

※提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡願います。

## エ 提出場所・連絡先

京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市企画財政部財政課資産活用係  
電話：0772-45-1611

## (3) 提出書類の取扱い

## ア 無償使用

本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由のいかにかかわらず返却しないものとします。

## イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

## (4) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

## (5) 質疑及び回答

## ア 質疑者の資格

「3 申込み資格」を満たす者とします。

## イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

## ウ 質疑の受付期間

第1回 令和元年12月16日（月）から令和元年12月23日（月）まで

第2回 令和元年12月24日（火）から令和2年1月16日（木）まで

## エ 回答

第1回の受付期間分を令和元年12月27日(金)に、第2回受付期間分を令和2年1月23日(木)に質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本公告と一体のものとして、本公告と同等の効力を有するものとします。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4373>

(6) 現地見学会の開催

ア 実施日時

第1回 令和元年12月20日(金) 午後2時から午後4時まで

第2回 令和2年1月10日(金) 午後2時から午後4時まで

イ 開催場所

宮津市宇新浜1988番地の1 旧宮津市公設市場跡地

※現地には駐車場がありませんので、車で来場の際は、国道北側の観光交流センター立体駐車場(5時間以内無料)を利用ください。

ウ 参加申込み

希望する見学日の前々日の午後5時までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※現地見学に参加されなくても申込できますが、申込に関する全ての事項を了知されたものとみなします。

(7) 資料の閲覧

本物件の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

ア 受付期間

令和元年12月17日(火)から令和2年2月6日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧ください。

ただし、質問については、質疑の受付期間(1月16日(木)まで)内での受付となります。

エ 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

6. 有効活用事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式(「1趣旨」参照)により有効活用事業者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準」に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

イ 審査は審査項目(価格評価を除く。)ごとに5段階(1～5点)で評価を行います。不適当と認められる場合は0点とします。

ウ 各審査項目(価格評価を除く。)の評価点に重要度に応じて設定した係数(1～6)を乗じ、各項目の得点を算出します。

エ 各委員が採点した合計得点から平均点(小数点以下四捨五入)を算出し、それを各申込者の最終得点とします。

オ 提出書類の内容が不相当と判断した場合又は審査項目において委員の過半数が不相当（0点）と判断した小項目が1つ以上ある場合は、当該申込者を失格とする場合があります。

カ 選定委員会委員は、申込者との接触など公平性を害するおそれがあるため、選定後の公表とします。

(2) 有効活用事業者の決定

本要項（「4 売却条件及び審査基準」参照）に定める予定価格以上で、かつ、最高の得点（ただし60点以上）を獲得した者を有効活用事業者とします。ただし、最高の得点を獲得した者が複数ある場合は、審査項目4～6の各項目の合計得点が高い者を有効活用事業者とします。

また、申込者が1者の場合も審査を行い、得点が60点以上で有効活用事業者として適当と認められる場合は、その者を有効活用事業者とします。

なお、審査の結果、有効活用事業者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（有効活用事業者名、提案内容、買受希望価格等）については、本市ホームページ等で公表します。

7. 契約の締結等

(1) 契約の締結

本市が指定する日までに、「建物解体条件付土地建物売買契約書（案）」（以下「契約書」という。）により契約を締結することとします。契約の締結は、宮津市企画財政部財政課資産活用係において行います。

(2) 契約保証金

契約日に、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）の納入が必要となります。

(3) 費用の負担

契約書（本市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙（売買代金に応じたもの）は、有効活用事業者の負担となります。なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、有効活用事業者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

(4) 契約名義人

有効活用事業者名義で契約を締結してください。共同申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で契約を締結してください。

(5) 注意事項

有効活用事業者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

8. 売買代金の支払

本契約を締結した有効活用事業者（以下「契約者」という。）には、本市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付いただきます。

(1) 支払日

契約後、納入通知書により本市が指定する日までとします。

(2) 支払金額

売買代金の額とする。ただし、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。

9. 所有権移転登記及び買戻特約登記

(1) 所有権の移転

本物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 手続

本物件の土地は、契約者から、登記嘱託請求書、登録免許税相当額の現金領収証書等、買戻特約に関する登記承諾書（兼登記原因証明情報）等の提出を受け、本市が所有権移転登記及び買戻

特約登記の手続を行います。

ただし、本物件の建物は、解体撤去を条件とするため当該登記の手続は行いません。  
※共同申込みの場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

(3) 費用の負担

所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

(4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約者に登記完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、本物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、留意してください。

また、本物件の建物について、令和3年1月1日現在で解体撤去が完了していない場合、令和3年度固定資産税等が賦課される場合があります。

10. その他

(1) 有効活用事業者の取消し

売買契約の締結までの間に、有効活用事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、有効活用事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を有効活用事業者とします。  
なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

(2) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(3) 解体工事等における遵守事項

ア 本物件の建物の解体撤去工事及び活用計画に基づく利用に供するための工事（以下「解体工事等」という。）の手法及び重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守してください。

イ 解体工事等に当たっては、防音シート等の設置による騒音及び振動対策、散水による粉じん対策等を行い、周辺住民等に迷惑とならないよう十分な対策を行ってください。

ウ 工事現場への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等に当たっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮してください。

エ 作業期間中は、周辺住民や周辺道路の通行人の安全の確保に配慮してください。

オ 周辺住民に対し、できる限り早い時期に、住民説明やチラシの配布等により解体工事等に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めてください。

カ 解体工事等を業者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し、本公告及び活用計画等の内容について、十分に理解・遵守させてください。

キ 解体工事等の着手前に設計図書及び工程表等を市に提出し承認を受けてください。また、完成後に書面により市に報告してください。

11. 日程

募集要項の配布		令和元年12月16日（月）～令和2年2月14日（金）
資料の閲覧		令和元年12月17日（火）～令和2年2月6日（木）
現地見学		第1日程 令和元年12月20日（金） 第2日程 令和2年1月10日（金）
質問の受付期間	1回目	令和元年12月16日（月）～12月23日（月）
	2回目	令和元年12月24日（火）～令和2年1月16日（木）
質問の回答期日	1回目	令和元年12月27日（金）
	2回目	令和2年1月23日（木）
申込み書類の受付期間		令和2年2月7日（金）～2月14日（金）

選定委員会	令和2年2月下旬
有効活用事業者の決定	令和2年2月下旬
売買契約締結、売買代金納入	令和2年3月中下旬
土地の所有権移転等の登記	令和2年3月下旬

## 12. 問合せ先

宮津市企画財政部財政課資産活用係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
電 話：0772-45-1611  
F A X：0772-25-1691  
E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

\* \* \*

## 宮津市公告第44号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元年12月10日付け宮農委第43号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年12月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間  
自 令和元年12月17日  
至 令和元年12月31日
- 2 縦覧の場所  
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

教育委員会

## 《規 則》

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

## 宮津市教育委員会規則第2号

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則

宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(13) 卒業アルバム代

第3条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同条第4項中「第1項前段」を「第1項」に改め、同項第2号中「第12号」を「第13号」に改める。

第6条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 《告 示》

## 宮津市教育委員会告示第12号

令和元年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月17日

宮津市教育委員会  
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和元年12月20日（金）午後 3 時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 農 業 委 員 会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第 8 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和元年12月 3 日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 令和元年12月10日（火） 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題

- 議案第25号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
- 議案第26号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第27号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第28号 農用地利用配分計画に係る意見について